

3 がつ 11 にちをわすれないためにセンター記録物の取扱いに関するルール

「3 がつ 11 にちをわすれないためにセンター記録物の取扱いに関するルール」(以下、「本ルール」といいます)は、「3 がつ 1 1 にちをわすれないためにセンター」(以下、「本センター」といいます)等での利用のために仙台市に対して提供された東日本大震災に関する写真や動画等のデータ(以下、「本件記録物」といいます)の取扱いに関して定めたルールです。

- 1・本件記録物を仙台市に提供する方(以下、「提供者」といいます)は、仙台市に対して、包括的利用許諾書(以下、「本件許諾書」といいます)を差し入れ、本件許諾書及び本ルールに定める条件で、本件記録物についての利用許諾を行うものとします。
- 2・仙台市は、せんだいメディアテークその他の関連事業において、前項の利用許諾に基づき、本件記録物を利用することができます。
- 3・仙台市は、次の各号に掲げる条件を満たす場合にかぎり、提供者以外の第三者(以下、「被許諾者」といいます)に対して、本件記録物の利用を再許諾することができるものとします。
 - (1) 被許諾者による本件記録物の利用が、東日本大震災及びその復興に関して、後世に継承し広く伝えることを目的とした利用であること。
 - (2) 被許諾者による本件記録物の利用が、非営利を目的としたものであること。
 - (3) 被許諾者が、本件記録物の利用にあたって、提供者及び第三者の権利を侵害しないことを保証すること。
 - (4) 被許諾者は、本件記録物の利用にあたって、法令等を遵守し、公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為を行わないこと。
 - (5) その他、被許諾者が、仙台市が不適切と判断する行為を行わないこと。
- 4・被許諾者は、前項による仙台市の再許諾を受けた場合には、提供者に新たな別途の承諾を得ることなく、本件記録物を利用できるものとします。
- 5・被許諾者が第3項で掲げた条件を満たさずに本件記録物を利用した場合、それによって提供者及び仙台市に生じた損害については、被許諾者がその責任を負うものとします。仙台市は、被許諾者の利用に関して、故意または重過失ない限り、提供者に対して責任を負いません。
- 6・本件記録物の著作権は、提供者に帰属します。仙台市は、本件記録物の著作権を取得しません。
- 7・提供者は、仙台市及び被許諾者に対して、本件記録物についての著作者人格権を行使しないものとします。ただし、本件許諾書において、提供者が、提供者の名前の表示を希望した場合には、本件許諾書で指定された表記名で、名前を表示することとします。

- 8・提供者は、仙台市及び被許諾者に対して、本件記録物が第三者の権利を侵害しないことを保証します。本件記録物が第三者の権利を侵害することにより、仙台市及び被許諾者が損害を被った場合に、提供者が責任を負う場合があります。
- 9・提供者は、提供者が有する本件記録物に関する権利を仙台市および被許諾者以外の第三者に譲渡する場合には、仙台市に対して事前にその旨を通知するものとします。
- 10・提供者は、提供者が解散等により消滅する場合には、仙台市に対して事前にその旨を通知するものとします。
- 11・仙台市は、本件記録物が第三者の権利を侵害していると仙台市が判断した場合には、速やかに本件記録物の利用を中止すると共に、被許諾者に対しての本件記録物の利用の再許諾も取りやめることとします。ただし、既に本件記録物が頒布物として複製され、配布されていた場合、仙台市は、同頒布物の回収を行いません。回収を行わなかったことよって発生した損害について、仙台市は、故意または重過失ない限り、責任を負担しません。
- 12・提供者は、仙台市に対して、本件記録物が記録されたメディア（CD-R等）の所有権を放棄するものとします。
- 13・仙台市は、本件記録物の提供に伴って、提供者の個人情報を取得することがあります。提供者は、包括的利用許諾書の提出により、かかる仙台市による個人情報の取得に同意したものとします。仙台市は、取得した提供者の個人情報を適切かつ安全に管理します。
- 14・仙台市は、被許諾者に本件記録物の利用の再許諾を行う場合に、本件記録物の利用に必要な範囲で、提供者の個人情報を被許諾者に提供する場合があります。提供者は、包括的利用許諾書の提出により、かかる仙台市による個人情報の提供に同意したものとします。
- 15・提供者は、せんだいメディアテークを通じて、いつでも本件記録物の利用の許諾の終了を仙台市に対して申し出ることができます。仙台市は、かかる提供者の申し出を受け付けた場合には、速やかに本件記録物の利用を中止し、仙台市が取得している本件記録物のデータを消去するとともに、被許諾者に対しての本件記録物の利用の再許諾も取りやめることとします。
- 16・仙台市は、第3項各号の条件を満たす範囲において合理的な必要性があると仙台市が判断した場合に、提供者の事前の承諾を得ることなく、本ルールの一部又は一部を変更することができるものとします。かかる変更については、適切な方法で、速やかに告知いたします。
- 17・本ルールは、日本法に準拠し、日本法に基づいて解釈されます。仙台市と提供者との間で訴訟の必要が生じた場合には、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上